



平成 3 年

家内労働のしおり

労 働 省 婦 人 局

はじめに

労働省では、家内労働法の周知徹底を図るため、昭和46年以来、家内労働法が制定された5月に、毎年、家内労働旬間（5月21日から31日まで）を設け、広報活動、監督指導をはじめ、多角的な活動を集中的に実施しています。

本年は、「渡しますか もらってますか 家内労働手帳！」をスローガンに掲げ、広く法の周知を図るとともに、委託者に対しては監督指導、集団指導等を通じて法の遵守を促し、家内労働者に対しても効果的な方法により、法を浸透させることとしています。

また、委託者及び家内労働者自身も、この機会に家内労働手帳、就業時間、工賃、安全衛生等家内労働法の内容についての認識を深めるとともに、その遵守状況について点検を行うこととしています。

この「しおり」が家内労働についての認識を深めて頂くための一助となれば幸いです。

平成3年

労働省婦人局

目 次

● 家内労働旬間実施要綱	1
家内労働の現状	4
家内労働対策の概要	19
(1) 家内労働手帳の普及について	19
(2) 工賃支払の確保等について	20
(3) 最低工賃の決定について	20
(4) 安全及び衛生の確保について	21
(5) 労災保険特別加入制度について	22
(6) いわゆる「インチキ内職」の被害防止について	23
家内労働法のあらまし	30
(参考)	
1 産業安全衛生施設等設備貸付	39
2 家内労働関係年表	41
3 伝票式家内労働手帳のモデル様式	47

平成3年 家内労働旬間実施要綱

1 総　　旨

労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るために、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定、安全衛生の確保など家内労働法に基づく対策を推進してきたところである。

家内労働は、今日の我が国経済活動の一端を担っており、衣服、電気機械器具、織物、雑貨などの製造加工等の業務に95万人の家内労働者やその同居の親族が従事している。

家内労働については、特に委託者と家内労働者に対し、法の趣旨の周知徹底を図ることが重要であるが、製造業者等から家内労働者に至る発注経路は複雑であり、さらに、家内労働を行う作業場所が家内労働者の自宅等に分散していることなどのため、なお法の趣旨・内容が十分には浸透しにくい状況にあり、その労働条件の改善は遅れがちである。また、最近は、ワープロなどの情報機器を使用する在宅就業者も見られ、家内労働に新たな変化が生じている。

このため、本年度は、家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を一層促進させるため、「渡しますか もらってますか 家内労働手帳！」をスローガンとして、家内労働手帳の交付の徹底による委託条件の明確化を図ることとし、家内労働法が制定された5月を記念して、家内労働旬間を実施するものとする。

2 スローガン

「渡しますか もらってますか 家内労働手帳！」

3 期 間

5月21日から31日まで

4 主 嘲

労 働 省

5 協力を依頼する機関、団体

国の関係行政機関、地方公共団体、家内労働者関係団体、委託者
関係団体、婦人団体、報道機関、その他

6 実施事項

(1) 労働省の行う事項

- イ 委託者、家内労働者等に対する各種資料の配布
- ロ 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じての広報活動
- ハ 委託者に対する監督指導と集団指導の実施
- ニ 家内労働者に対する指導と相談の実施
- ホ 地域別関係行政機関連絡会議の開催
- ヘ 家内労働関係優良委託者、委託者団体等の表彰
- ト 「インチキ内職」による被害防止のための広報

(2) 委託者の行う事項

- イ 家内労働法の遵守状況の点検
 - (イ) 家内労働手帳の交付と家内労働手帳への記入
 - (ロ) 家内労働による災害防止のために必要な措置の実施
 - (ハ) 最低工賃の遵守

(二) 委託状況届の提出その他家内労働法の遵守

- ロ 家内労働における災害防止と家内労働者の健康管理のための指導援助
- ハ 労災保険特別加入の促進のための指導援助（加入対象作業に従事する家内労働者に委託している場合）

(3) 家内労働者の行う事項

- イ 家内労働手帳の受領と記入事項の確認
- ロ 家内労働における災害防止措置と健康管理の実施
- ハ 労災保険特別加入制度への加入（加入対象作業に従事している場合）

家内労働の現状

労働省では、家内労働の実態を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、平成2年10月に全国的に家内労働の概況調査と工賃、就業時間等の実態調査を実施した。これらの調査結果から最近の家内労働の現状をみると次のとおりである。

I 家内労働の概況

1 家内労働従事者

(1) 家内労働に従事している者は95万人

家内労働に従事する者の総数は95万人であり、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で繊維製品、ラジオ・テレビ部品、紙加工品及び皮革製品などの製造加工等に従事している「家内労働者数」は90万人であり、また、家内労働者の同居の親族であって家内労働者とともに仕事に従事している「補助者数」は5万人である(表1)。

なお、家内労働従事者数は前年に比べると60,500人の減少(前年比6%減)である。

(2) 女子の内職が圧倒的に多い

家内労働者数を男女別にみると、男子が6万人であるのに対し、女子は84万人と圧倒的に多く、全体の94%を占めている(表1)。

前年に比べると男子は2,900人の減少であり、女子は51,700人の減少である。

表 1 業種別業内労働従事者数、業内の労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

業 種	業内労働 従事者数 (総数)	家 内 労 働 者 别		業 領 型 別			補助者数	委託者数	代理人数
		計	男 女	男	女	専業			
合 計	951,800	903,400	人	58,500	人	844,800	人	50,400	人
食 料 品	11,200	10,700	人	300	人	10,300	人	0	人
織 織 工 業	143,300	128,100	人	16,600	人	111,500	人	16,400	人
衣 服・その他の織維製品	299,000	289,600	人	7,500	人	282,100	人	10,900	人
木 材・木製品	9,100	8,600	人	1,200	人	7,400	人	600	人
家 具・装飾品	44,200	42,700	人	1,000	人	41,700	人	300	人
紙・紙加工品	18,900	18,300	人	700	人	17,600	人	400	人
印刷・同関連	23,800	22,300	人	1,700	人	20,500	人	1,300	人
ゴム製品	22,300	19,200	人	5,000	人	14,100	人	4,600	人
皮革製品	9,400	8,500	人	1,200	人	7,300	人	1,200	人
繊 石 石 製 品	17,300	14,400	人	5,300	人	9,100	人	4,400	人
金 属 製 品	193,600	188,600	人	6,500	人	182,100	人	2,200	人
電気機械器具	35,000	33,100	人	3,700	人	29,400	人	2,500	人
機械器具等	124,600	119,400	人	7,700	人	111,600	人	5,500	人
その他(雑貨等)									

これを類型別にみると、家庭の主婦などが従事する「内職的家内労働者」が84万人で全体の93%を占め、世帯主が本業として従事する「専業的家内労働者」が5万人で6%であり、農業や漁業の従業者などが本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が9千人で1%となっている。前年に比べると、内職的家内労働者は47,300人減、専業的家内労働者は5,900人減となっており、副業的家内労働者は1,400人減となっている。

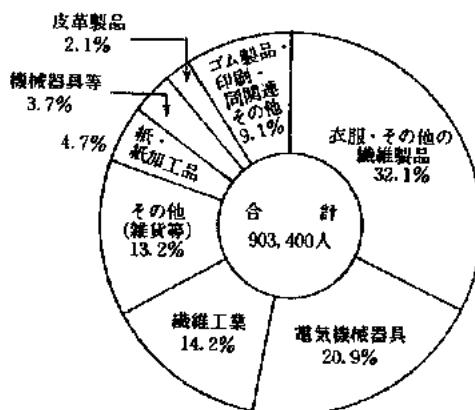
(3) 繊維、電気機械器具、雑貨関係に多い

家内労働者数を業種別にみると、衣服の縫製などの「衣服・その他の繊維製品」が29万人(構成比32%)、ラジオ・テレビ・音響機器部品のコイル巻き・組立て・ハンダ付けなどの「電気機械器具」が19万人(同21%)、織物、ニット編みなどの「繊維工業」が13万人(同14%)、玩具、漆器、人形、造花、洋傘などの「その他(雑貨等)」が12万人(同13%)となって

おり、全体の約80%をこれら
の4業種で占めている(表
1、図1)。

表2により業種別に家内労
働者数を前年と比較してみる
と、ほとんどの業種において
減少している。減少した主な
業種は「衣服・その他の繊維
製品」の20,000人減、「繊維

図1 業種別家内労働者構成比

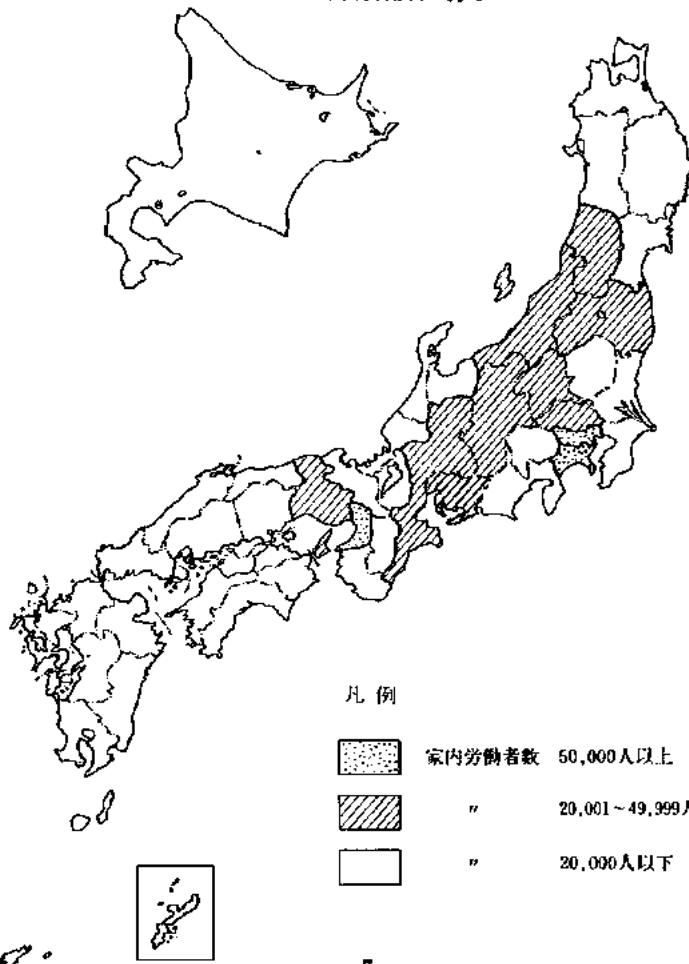


工業」の21,500人減、「その他（雑貨等）」の6,600人減となつてゐる。一方、増加したのは「機械器具等」の1,300人などである。

(4) 都道府県別では、大阪、神奈川、東京に多い

家内労働者数を都道府県別にみると、大阪が77,900人（構成比9%）と神奈川が75,600人（同8%）、東京が74,700人（同8%）及び

図2 家内労働者の分布



愛知が47,300人（同5%）となっており、これら4都府県で全国の31%を占めている（表3、図2）。

2 委託者及び代理人

(1) 委託者数は59,800

家内労働者に仕事を委託する委託者の数は59,800で前年に比べ3,500減となっている（表1）。

委託者の内訳は、製造及び販売業者が55,600であり、製造又は販売業者から自己の計算で製造、加工などを請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が4,200となっている。

これを業種別にみると、「衣服・その他の繊維製品」が22,800で全体の38%を占め最も多く、次いで「繊維工業」が11,600で19%、「電気機械器具」が6,600で11%となっている（表1）。

1委託者当たりの平均家内労働者数は15.1人であり、これを業種別にみると、「電気機械器具」が最も多く28.6人、次いで「その他（雑貨等）」が23.4人、「食料品」が21.4人、「ゴム製品」が18.6人となっているのに対し、「金属製品」が6.9人、「印刷・同関連」が9.2人と少なくなっている。

(2) 代理人数は4,400人

委託者が多数の家内労働者や遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合は、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払などを行うことが、距離的、時間的にむずかしいことから、これらの業務を行わせるため家内労働者との間に代理人をおいている場

合がある。

代理人の数は全国で4,400人となっており、業種別では「衣服・
その他の繊維製品」が1,100人、「繊維工業」が1,000人などとなっ
ている（表1）。

表2 業種別家内労働者数の対前年増減率(率)及び主な家内労働業務

業種別	家内労働者数			増 減 率 %	主な家内労働業務
	元年	2年	増 減 数		
計	957,900	903,400	△54,500	△ 5.7	
材料品業	11,100	10,700	△ 400	△ 3.6	特殊加工、昆布巻き、唐辛子の選別、みかんの皮むき、漬物用野菜選別
織機工場	149,600	128,100	△21,500	△14.4	綿・紡・スワ・毛織物、ネット編立・かがり、ねん糸、しわり
衣服・その他の繊維製品	309,600	289,600	△20,000	△ 6.5	洋服・和服縫製、スカーフ・ハンカチーフからり、タオル加工
木材・木製備品	7,800	8,600	800	△10.3	竹細工、檜台、民芸品研磨・組立、玉のれん、箸加工
紙・紙加工品	47,100	42,700	△ 4,400	△ 9.3	紙袋貼り、紙箱組立、化粧紙包装、りんご・梨袋、荷札加工
印刷・同関連品	18,600	18,300	△ 300	△ 1.6	筆耕(がり版)、タイプ、製本、雑誌付録折たたみ、ワープロ入力
ゴム	22,300	22,300	0	0	ゴム製はきもの縫製・接着、ゴム製品型抜き・バリ取り、ゴム押造詰
皮革製品	22,200	19,200	△ 3,000	△13.5	革靴、革手袋、袋物(ハンドバック、サイフ、ランドセル)
農業・土石製品	8,800	8,500	△ 300	△ 3.4	陶磁器(生地、繪付け、焼成)、タイル、ガラス、すずり
金属	15,200	14,400	△ 800	△ 5.3	洋食器・刃物研磨、軽便力ミソリ組立、金属プレス加工、打はく
電気機械器具	187,800	188,600	800	0.4	テレビ・ラジオ・音響機器部品コイル巻き・組立・プリント板組立、クリスマス電球組立
機械器具等	31,800	33,100	1,300	△ 4.1	鍛錬杵研磨、時計ハンド組立、銅器彫金・自動車部品(ハブ)取り・研磨、電上ダイヤモード組立、イターボ部品加工・組立
その他(雑貨等)	126,000	119,400	△ 6,600	△ 5.2	金属玩具・造花・ファスナー・漆器・洋傘・ボタン・ござ

表3 都道府県別家内労働従事者数(総数)、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人人数

事項別 都道府県名	家内労働 従事者数	家内労 働者数	補助者数	委託者数	代理人數
北海道	8,600	8,500	100	500	0
青森県	13,100	12,800	300	500	200
岩手県	8,500	8,500	0	400	0
宮城県	13,900	13,700	200	500	200
秋田県	13,400	12,900	500	400	0
山形県	23,700	23,100	600	900	300
福島県	20,900	20,100	800	900	0
茨城県	18,700	18,300	400	1,400	200
栃木県	20,300	19,900	400	1,400	100
群馬県	21,500	20,600	900	1,300	0
埼玉県	28,600	27,900	700	1,300	100
東京都	17,100	16,900	200	800	100
神奈川県	80,000	74,700	5,300	8,000	0
新潟県	76,200	75,600	600	2,000	300
富山県	29,900	28,000	1,900	2,100	200
石川県	11,900	11,700	200	600	200
福井県	10,700	9,800	900	900	0
長野県	9,700	9,300	400	800	100
岐阜県	12,100	10,200	1,900	900	100
愛知県	24,900	24,500	400	1,200	0
三重県	43,100	37,900	5,200	3,000	100
滋賀県	20,100	18,700	1,400	1,300	100
京都府	50,500	47,300	3,200	3,800	100
大阪府	30,300	28,500	1,800	1,700	300
兵庫県	10,300	9,300	1,000	700	0
奈良県	23,500	18,100	5,400	1,300	100
和歌県	113,900	77,900	3,600	8,300	200
熊本県	34,300	30,100	4,200	2,400	200
大分県	11,400	11,000	400	1,300	0
宮崎県	11,100	11,000	100	900	0
鹿児島県	8,400	8,200	200	400	100
沖縄県	8,500	8,300	200	500	0
計	951,800	903,400	48,400	59,800	4,400

II 家内労働者の労働条件

1 平均年齢は48.5歳、平均経験年数は8年7か月

家内労働者の平均年齢は48.5歳となっており、これを男女別にみると、男子が56.2歳、女子が47.9歳となっている。

年齢階級別に家内労働者の構成比をみると、図3のとおり「40歳～50歳未満」が最も多く34.8%、次いで「30歳～40歳未満」が20.9%と、これら二つの階級で全体の60%近くを占めしており、「50歳～60歳未満」が21.1%となる。

次に、家内労働者が現在の業務に従事してきた平均年数は8年7か月であり、これを男女別にみると、男子は17年4か月、女子は8年となっている（表4）。

2 平均就業時間数は6.0時間、平均就業日数は20.9日

家内労働者の平均就業時間数は、1日6.0時間であり、平均就業日数は、1か月20.5日である。前年と比べると、平均就業日数が0.4日減であり、平均就業時間数では同じである。

これを男女別にみると、男子の就業時間数は、1日8.8時間、就業日数は1か月23.0日であるのに対し、女子の就業時間数は1日

図3 年齢階級別家内労働者構成比

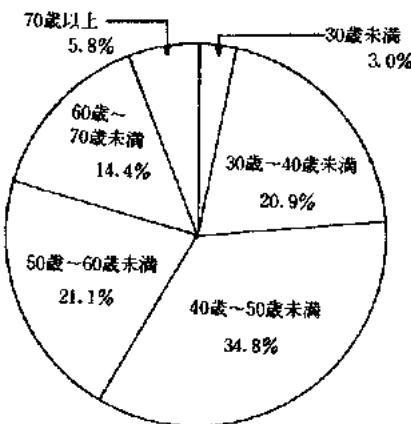


表4 家内労働者と雇用労働者の労働条件の比較

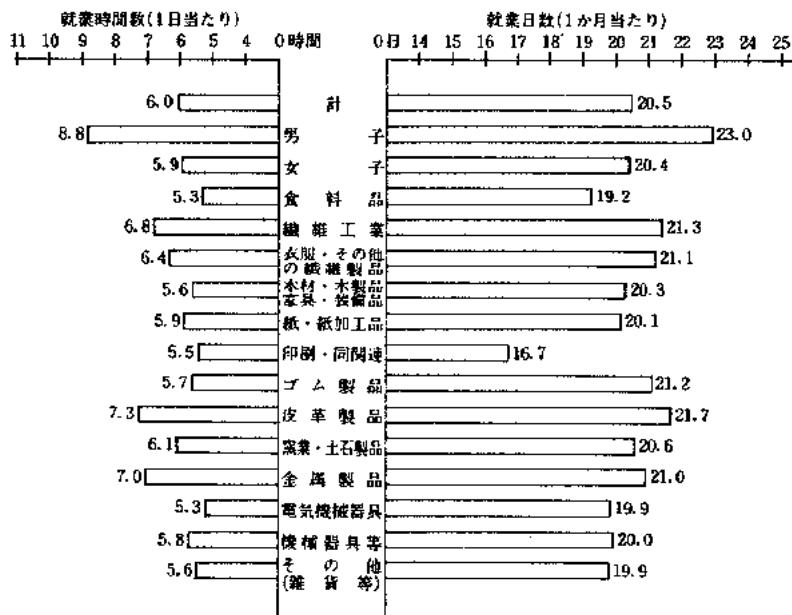
区分		性別	年齢	経験 (勤続) 年	1時間当たりの工賃・賃金額	1か月当たりの工賃・賃金額	1日当たりの就業・労働時間数	1か月当たりの就業・労働日数
家内労働者	家内労働実態調査 (平成2年9月分)	計	歳 48.5	年月 8.07	円 463	千円 58.0	時間 6.0	日 20.5
		男子	56.2	17.04	945	209.2	8.8	23.0
		女子	47.9	8.00	430	47.5	5.9	20.4
雇用労働者	毎月勤労統計調査 (平成2年9月分) 製造業 規模5~29人	計	—	—	1,178	211.1	8.0	22.4
		男子	—	—	1,442	280.6	8.5	22.9
		女子	—	—	790	126.3	7.3	21.9
雇用労働者	毎月勤労統計特別調査 (平成2年7月分) 製造業規模1~4人	計	—	—	1,074	194.3	7.6	23.8
		男子	—	—	1,287	258.5	8.2	24.5
		女子	—	—	746	120.6	7.0	23.1
バム 労働者 トタ イ	賃金構造 基本統計調査 (平成元年6月分) 製造業(企業規模計)	女子	44.0	年 4.7	627	87.5	6.4	21.8

5.9時間、就業日数は1か月20.4日となっている(表4)。

次に、業種別に平均就業時間数をみると、「皮革製品」が7.3時間、「金属製品」が7.0時間、「繊維工業」が6.8時間と専業的家内労働者が比較的多い業種において長く、これに対し、「食料品」、「電気機械器具」が5.3時間と短くなっている。

また、平均就業日数をみると、「皮革製品」が21.7日、「繊維工業」が21.3日と多く、これに対し「印刷・同関連」が16.7日、「食料品」が19.2日と少なくなっている(図4)。

図4 男女別、業種別1日当たりの平均就業時間数及び1か月当たりの平均就業日数



3 平均工賃額は1時間463円、1か月58,000円

家内労働者の1時間当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は463円であり、これを男女別にみると、男子が945円、女子が430円となっている（図5）。

また、業種別にみると、図5のとおり、技能、経験を要する専業的家内労働者が比較的多い「金属製品」が778円と最も高く、次いで「皮革製品」が615円、「印刷・同関連」が566円となっているのに対し、内職的家内労働者がほとんどを占める「その他(雑貨等)」が304円と最も低く、次いで「食料品」が384円、「紙・紙加工品」が400円となっている。

次に、1か月当たりの平均工賃額(必要経費を除く。)は58,000円であり、これを男女別にみると、男子が209,179円、女子が47,522円となっている(図5)。

次に、1時間当たりの工賃額階級別に家内労働者の構成比をみると、「200円以上400円未満」が最も多く43.4%、これに次いで「400円以上600円未満」が30.0%、「600円以上800円未満」が9.8%となっている。「600円未満」の層の占める割合は、全体の82.1%であり、これを男女別にみると、男子が32.8%であるのに対し、女子は85.5%となっている(表5)。

図5 男女別、業種別1時間及び1か月当たりの工賃額

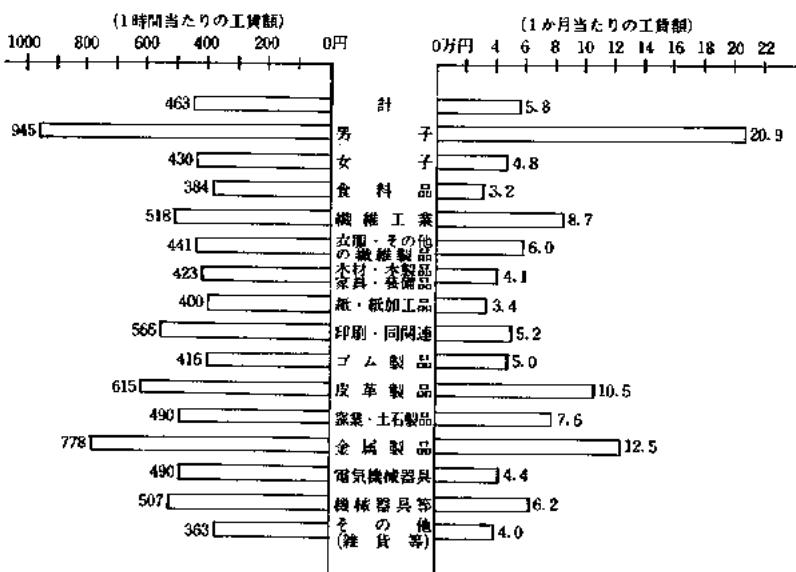


表5 1時間当たりの工賃額階級別家内労働者構成比

工賃額階級	計	男子	女子
計	100.0%	100.0%	100.0%
100円未満	1.0	2.4	0.9
100円～200円未満	7.7	4.4	7.9
200円～400円未満	43.4	14.4	45.4
400円～600円未満	30.0	11.6	31.3
600円～800円未満	9.8	12.5	9.6
800円～1,000円未満	3.2	12.6	2.5
1,000円～1,200円未満	2.2	7.2	1.4
1,200円～1,400円未満	0.9	9.0	0.5
1,400円～1,600円未満	0.7	5.6	0.1
1,600円～1,800円未満	0.4	5.6	0.0
1,800円～2,000円未満	0.2	3.0	0.0
2,000円以上	0.5	4.7	0.2
不明	0.0	0.1	0.0

4 家内労働には危険有害なものもある

家内労働者の中には、プレス機械や動力織機等を使用する作業、鉛や有機溶剤を取り扱う作業、粉じん作業等の危険又は有害な業務に従事している者も相当数いる。

発生するおそれの高い災害としては、安全関係では、例えば、プレス機械、シャー等の工作機械を用いて行う金属製品等の加工中の手指の切傷、グラインダー等を用いて金属製洋食器や刃物を研磨中のと石の破裂による負傷、動力織機の回転部分への巻き込まれのための負傷などがあり、衛生関係では、接着剤、洗浄剤、塗料等に含ま

れている有機溶剤による中毒、グラインダー等を用いる研磨作業や陶磁器の成型、焼成作業におけるじん肺、溶融した鉛を用いる刃物の焼入れ作業や陶磁器の絵付け作業における鉛中毒などがある。

家 内 労 働 災 害 事 例

被災者	性別	年齢	委託業務の内	傷病名及び休業日数	発生状況(発生年)
家労働者	男	59	雑貨加工 (プレス)	右母指切断 20日	プレスでリールストッパーを加工中、誤ってペダルを踏んでしまい、出していた右手親指の先を挟み、負傷したもの。 (平成2年)
家労働者	男	64	工作機械 加工	右小指挫傷 50日	フライス盤で作業中、カッターのカバーがずれて右小指をひっかけ、負傷したもの。 (平成元年)
家労働者	男	65	プレス (洋食器) 加工	左肩峰突起 不全骨折 1箇月	高さ54cmの踏み台を使用して作業場の電源元スイッチを入れて踏み台から下りるとき、高さ28cmの中間台に下り損ね、セメント床の上に落ち、後方の柱の角で左肩を強打して骨折した。 (昭和63年)
家労働者	女	53	織 布	左示指挫創 11日	織機を使用して作業中、織機の織り前の部分(ローラー)と中のバッタングに人差し指を挟まれ、負傷したもの。 (昭和63年)
家労働者	男	28	プレス	右示指第一 関節切断 75日	12トンパワープレスにて曲げ加工中、被加工物が入りにくいため、光線式安全装置のボルトを緩めて安全装置を上に移動し作業したため、右手第二指がラム降下部分に入り込み負傷したもの。 (昭和59年)

家内労働対策の概要

労働省では家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の対策を推進しています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の普及
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払等工賃支払の確保
- 3 工賃の低い家内労働者について、工賃の改善を図るための最低工賃の決定
- 4 危険又は有害な業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保
- 5 就業時間の適正化を図るための指導
- 6 特定の危険又は有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進

(1) 家内労働手帳の普及について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、当事者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するために基本となるものです。

このため、家内労働手帳の普及については、適正な手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導等を行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」(参考3、しおり最終頁参照)を示して、家内労働手帳の広報に努めています。また、委託者団体に家内労働の実態に即

した家内労働手帳を一括印刷することなどについて、指導を行っています。

(2) 工賃支払の確保等について

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしていますので、工賃が不払いになったり、遅払いになったり、また、突然に仕事を打ち切られたりすると生活に困ることになります。

このため、工賃の支払確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

(3) 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るために、労働大臣又は都道府県労働基準局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、当該家内労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

平成3年2月末日現在決定したものは196件で、この最低工賃の適用を受ける委託者は24,300、同家内労働者は353,336人となっています。

業種別最低工賃決定状況

平成3年2月末日現在

業種		決定件数	適用委託者数	適用家内労働者数
織維産業	ニット製造業	22件	2,348	30,838人
	織物業	13	1,685	18,371
	既製服	56	9,790	136,924
	注文服	4	247	1,210
	和服その他	28	3,375	36,854
	その他	3	127	709
	小計	126	17,572	224,906
木材・木製品製造業		1	32	500
紙・紙加工品製造業		9	376	9,107
金属製品製造業		6	897	4,469
電気機械器具製造業		28	3,409	94,269
その他		26	2,014	20,085
合計		196	24,300	353,336

(4) 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具、原材料の中には、危険又は有害なものもあり、また多くの場合、作業は家内労働者の居宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くおそれがあります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤等を使用する作業を伴う危険又は有害な業務に従事する家内労働者が多い産地を中心に、委託者、家内労働者及び補助者に対して、必要な遵守事項等について周知徹底を図るとともに、監督指導等を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性につ

いて認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要であるので、広報活動等を通じて家内労働による災害の防止意識の高揚を図るとともに、委託者による自主的家内労働災害防止協議会の設置とその活動を促進しています。

なお、粉じん作業、有機溶剤作業又は鉛作業に従事する家内労働者については、中央労働災害防止協会に委託し、実施している特殊健康診断により、疾病の早期発見と有害業務の実態把握に努めています。

（5）労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められるので、労災保険に特別加入できることとなっており、積極的にこれらの加入の促進を図っています。

イ 労災保険特別加入とは

労災保険は、労働者が事業場などで仕事中に災害にあって負傷したり、仕事が原因で病気になったりした場合に、その労働者や遺族に補償を行うために政府が設けた保険です。

この保険は、原則として労働基準法適用労働者を保護することを目的としたものですが、中小零細企業の事業主や、大工、左官などの労働者以外の人々についても、特に業務災害によるけがや病気について、雇用労働者に準じて保護するため特別加入制度

を設けています。

家内労働者や補助者の場合、特定の作業に従事する者については、希望により労災保険に特別加入することができるようになっています。

□ 特別加入できるのは

次の作業に従事する家内労働者又は補助者です。

- (イ)プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業
- (ロ)研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研磨又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの
- (ハ)有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、鞄、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの
- (ニ)粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの
- (ホ)動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業

(イ)木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

ハ 健康診断の受診

(イ) 家内労働者及びその補助者（以下「家内労働者等」といいます。）で特別加入を希望し、下表左欄に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、特別加入前に通算してそれぞれの業務に応じ、下表右欄に掲げる従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入時健康診断（以下「加入時健診」といいます。）を受ける必要があります。

ただし、中央労働災害防止協会等が行う特殊健康診断（検査項目、内容等が加入時健診と同様であり、かつ、加入申請前6カ月以内のもの）を受けた家内労働者等については、加入時健診を受けたものと同様に取り扱われます。

(ロ) この診断の結果、有害物による中毒に罹患している者等で療養に専念しなければならないと認められる場合又は当該業務からの転換が必要と認められる場合には、特別加入はできません。

特別加入予定の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間
1 粉じん作業を行う業務	3 年
2 身体に振動を与える業務	1 年
3 鉛業務	6 か月
4 有機溶剤業務	6 か月

二 特別加入の方法

家内労働者や補助者は、個人で労災保険に特別加入することは

できません。必ず家内労働者や補助者が組織する団体を通じて、特別加入することになります。この団体は、法律上事業主とみなされて保険料の納付などの労災保険事務を処理することとなるので、その基盤がしっかりしたものでなければならぬことになっています。

特別加入をしようとする家内労働者や補助者の団体は、都道府県労働基準局長に加入申請し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は1年（4月1日から翌年3月31日まで）ですが、毎年更新していくことができます。

木 特別加入が承認されると

団体は事業主とみなされ、団体の構成員である家内労働者や補助者はその団体に使用される労働者とみなされて、保険関係が成立しますが、その効果は次のとおりです。

- (イ) 特別加入した家内労働者や補助者は、一般の労働者と同様に保険給付及び労働福祉事業としての特別支給金等を受けることができます。
- (ロ) 保険料や保険給付額の算定の基礎となる額は、特別加入者の希望を聞いて都道府県労働基準局長が決めることになっていきます。

これを給付基礎日額といい、その額は3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円となっています（このほか暫定的に2,000円、2,500円が認められることがあります）。

ます。)。給付基礎日額は、休業補償給付など保険給付額算定の基礎になる大切なものですから、特別加入者の実際の工賃収入額に見合った額であることが肝要です。保険料は給付基礎日額に対応する保険料算定基礎額に、作業の種類に応じて定められた保険料率(金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業は $\frac{17}{1000}$ 、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造加工の作業は $\frac{17}{1000}$ 、化学物質製、皮製若しくは布製の履物等の製造加工の作業又は合成樹脂製若しくは木製の漆器の製造加工の作業は $\frac{5}{1000}$ 、陶磁器製造の作業は $\frac{16}{1000}$ 、織機、合糸機又は撚糸機を使用する作業は $\frac{4}{1000}$ 、仏壇又は木製若しくは竹製の食器製造加工の作業は $\frac{18}{1000}$)を乗じて計算されます。保険料の納付義務者は団体です。

ヘ 保険給付には

療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び傷病補償年金があります。

(1) 療養補償給付

仕事によるけがや病気で、療養を必要とする場合には、労災病院又は労災指定病院などで無料で療養を受けられます。これ以外の医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用の全額が支給されます。

(2) 休業補償給付

療養のため仕事をすることができない場合には、休んでから4日目以降について休業1日につき、給付基礎日額の60%が支

給されます。

(イ) 障害補償給付

仕事によるけがや病気が治ったときに身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

(ロ) 遺族補償給付

仕事により死亡した場合には、その遺族に対して年金又は一時金が支給されます。

(ハ) 葬祭料

仕事により死亡した場合に、その葬祭を行う者に対して支給されます。

(ヘ) 傷病補償年金

仕事によるけがや病気が療養を開始してから1年6か月以上たっても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級表に該当する場合には、年金が支給されます。

ト 労働福祉事業には

次の特別支給金などがあります。

(イ) 特別支給金

① 休業特別支給金

療養のため仕事をすることができない場合には、休んでから4日目以降について休業1日につき、給付基礎日額の20%が休業補償給付に併せて支給されます。

② 障害特別支給金

仕事によるけがや病気が治ったときに身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて一時金（8～342万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

③ 遺族特別支給金

仕事により死亡した場合には、その遺族に対して300万円が支給されます。

④ 傷病特別支給金

障害の程度に応じて一時金（100～114万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

(四) そ の 他

労災保険では、以上のほか、けがや病気をした者に保険サービスとして義肢、義眼、眼鏡、車イスなどの支給、温泉保養などを無料で行っています。

(6) いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、種々の名目で高い金額を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

① 内職講習会と称して多額の受講料等を取り、委託した仕事については種々の条件をつけて買いたいたいたり、仕上り具合を問題にして買上げを拒否する。

② 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額の機械を市価の倍

額ぐらいの価格で売りつけ、工賃の取り決めはあいまいである。

④ あて名書きの内職で、報酬は通信販売用のダイレクトメールに対する商品の申込数に応じた歩合制で支払われることや、返還する旨の担保金を徴収し、業務をやめてもなかなか返還しない。

また、最近ではマイコンやワープロを使用して自宅で簡単にできる内職、という広告で講習料を取るもの、機械を売りつけるものなどが現われています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払等委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告にまどわされぬよう注意を喚起するため、報道機関の協力を得たり、関係機関との連携により被害の防止に努めています。

家内労働法のあらまし

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上とその生活の安定を図ることを目的として、家内労働者の労働条件の向上を図るうえで、もっとも基本的な事柄について定めており、主として、家内労働者に仕事を委託する委託者にいろいろな義務を課しています。

この法律の主な内容は、家内労働手帳制度、工賃支払いの確保、最低工賃制度、安全衛生の措置などです。

この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は、最低のことを見めたものですから、委託者も家内労働者も、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、これよりもさらに向上させるよう努めなければなりません。

この法律では、家内労働者及び委託者の定義を次のように定めています。

家 内 労 働 者

次の五つの要件をすべて備えたものをいいます。

① 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（いわゆるプローカーや請負的仲介人を含みます。）から委託を受けること。

（近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。）

② 物品の提供を受け、その物品を部品、附属品又は原材料とする

物品の製造、加工等に従事すること。

(物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者)
は家内労働者とはなりません。

⑧ 業者の業務の目的物である物品の製造加工などを行うこと。

④ 主として、労働の対償を得るために働くものであること。

(大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は)
家内労働者とはなりません。

⑤ 自己ひとりで、又は同居の家族とともに仕事をし、常態として
他人を使用しないこと。

委 託 者

次の四つの要件をすべて備えたものをいいます。

① 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者
(いわゆるブローカーや請負的仲介人を含みます。) であること。

(運送業者や建築業者は委託者とはなりません。)

② その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。

(例えば、電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立て
を委託するときは委託者になりますが、創立記念日に社員に
配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。)

③ 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供
して、その物品を部品や附属品又は原材料とする物品の製造、加
工等を頼むこと。

④ 家内労働者に直接仕事を委託すること。

(直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合)
や、下請企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

(注) 平成2年3月31日付け基発第184号、婦発第57号により家内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて、次の点が明確化されました。

- 1 原稿に従ったワープロ操作を行い、かつ、当該ワープロ操作により発生した電気信号をフロッピーディスクその他の外部記憶媒体（以下「フロッピーディスク等」という。）に保存する作業は、家内労働法にいう「加工」に該当するものであること。
- 2 フロッピーディスク等の提供又は売渡しがあった場合は、家内労働法にいう「物品」の提供又は売渡しがあったものとすること。

家内労働手帳

委託者が家内労働者に仕事を委託するときには、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておかないと、後日に紛争などが起ることがあります。

このようなことがないように、この法律では、家内労働手帳制度を定めています。

委託者は、家内労働者に仕事を頼むときには、原材料などの物品を支給するときまでに、家内労働者の氏名、委託者の氏名、営業所の名称・所在地、工賃の支払方法、その他の委託条件等を記入した家内労働手帳を交付し、委託のつど、委託業務の内容、工賃単価、工賃の支払期日、納品の期日等を、物品の受領のつど、受領年月日、受領した物品の数量を、また工賃支払いのつど、支払年月日、支払工賃額を記入しなければなりません。

家内労働手帳は、様式が定められていますが、必要な事項を具備

していれば定められた様式以外のもの（例えば伝票式のもの、参考3参照）でもさしつかえありません。

就業時間

家内労働者は、だからもその就業時間を管理されることがなくいつでも自由に就業することができますが、際限なしに長時間就業すると健康を害したり、相互間の過当競争による弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の就業をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

都道府県労働基準局長は、必要があるときは、審議会の意見を聞いて、家内労働者が業務に従事する時間の適正化を図るために、必要な措置をとることを委託者及び家内労働者に勧告できることになっています。

委託の打切り

家内労働者は、工賃で生計をたてたり、工賃を生計の補助にあてたりしていますので、突然その仕事を打ち切られると大きな影響を受けることになります。

したがって、委託者は、同じ家内労働者に継続して6か月以上委託している場合で、業務の都合などによって委託を打ち切ろうとするときには、その家内労働者にただちにそのことを予告するように

努めなければなりません。

工賃の支払

工賃の支払が遅れたり、全く支払われなかったりすると、家内労働者は生活に困ることになりますので、このようなことがないようにこの法律では、委託者の工賃の支払について、次のとおり定めています。

1 工賃は、原則として、通貨で、その全額を支払わなければなりません。

しかし、委託者の営業所と家内労働者の作業場所とが遠く離れている場合などには、家内労働者の同意があれば、① 郵便為替での支払い、② 銀行など金融機関に対する預金や貯金口座への振込み、③ 郵便振替口座への払込みや振替などによる支払でもよいことになっています。

2 工賃は、原則として、納品された日から1か月以内に支払わなければなりません。

ただし、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

工賃や物品の受渡し場所

委託者は、工賃の支払い、原材料や製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

最 低 工 賃

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるとときは、審議会の意見を聞いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者又は委託者を代表する者は、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、その家内労働者、委託者に適用される最低工賃の決定や現に適用されている最低工賃の改正又は廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

安全衛生のための措置

家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということはできませんが、委託者が家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、これらによる危害を防止するために、委託者は、次のような措置を講じなければなりません。

- ① プレス機械などについては、安全装置を取り付けること。

- ② 安全装置等について定められた規格を具備していることを確認すること。
- ③ モーター、バフ盤などについては覆いを取り付けること。
- ④ 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- ⑤ 有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用すること。また、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書くこと。

以上のほか、家内労働者の危害防止のため、委託者が心がけなければならないこととして、

- ① 18歳未満の者や女子が、手押しかんな盤の取扱いの業務、鉛の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務等一定の危険又は有害な業務に従事しなければならないような委託をしないこと。
 - ② 家内労働者が、危害防止のために安全装置やその他の設備を設置するとき、又は健康診断を受けるときには、それに必要な援助を行うよう努めること。
- などがあります。

また、家内労働者も危害を防止するため、守らなければならないこととして、

- ① 一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、必要な保護具を使用すること。
- ② 発火性の物品等危険物を取り扱う場合には、定められた取扱い上の注意事項を守ること。

⑥ 委託者から危険防止のための「作業心得」などの書面を交付されたときは、作業場の見やすい場所に掲示しておくこと。

④ 家内労働者が自分で調達した有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を使用するときは、前出の委託者の講じなければならない措置で掲げた⑥の措置を講じること。

などがあります。

以上のほか、危害防止のため、家内労働者が心がけなければならないこととして、

① 家内労働者が一定の機械器具を自分で調達するときには、委託者と同じような措置（前出の委託者の講じなければならない措置で掲げた①②③の措置）を講じるよう努めること。

③ 屋内作業場において、有機溶剤、鉛等を取り扱う業務及び研磨材を使用して動力により研磨する業務に従事する場合には、局所排気装置等を設置するよう努めること。

などがあります。

委託者や家内労働者がこのような措置をとらない場合には、都道府県労働基準局長や労働基準監督署長は、危険を防止するために、委託者又は家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止を命じたりすることができます。

届 出

委託者は、次の届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

(1) 委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月30日までに、委託業務の内容や、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

(2) 家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者がけがをしたり、病気になったりして4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を、遅滞なく労働基準監督署に提出しなければなりません。

帳簿の備付け

委託者は、家内労働者各人別に、家内労働者の氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。

申 告

家内労働者及び補助者は、委託者にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、都道府県労働基準局又は労働基準監督署に申告することができます。

罰 則

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すれば、すべて罰則の適用があります。

また、委託者の代理人や使用人その他の従業者が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

(参考) 1

産業安全衛生施設等整備貸付の概要 (国民金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫)

中小企業における安全衛生施設の整備を金融面から援助し、もって労働災害を防止するための制度で、中小事業者に対し、機械の安全装置、保護具、換気装置等の施設の整備に必要な資金を長期かつ低利で貸付けます。

(1) 借入申請

借入れ申込みには、施設の設置を必要とする労働基準監督署長の証明書の添付が必要です。

(2) 貸付条件等

公庫名	国民金融公庫	中小企業金融公庫
貸付条件等	沖縄振興開発金融公庫	
融資対象者	家内労働法の対象となる委託者及び家内労働者	家内労働法の対象となる委託者
融資金額	5,200万円以内	5億2千万円以内、ただし、特利限度は4億円
利率	年6.6%(4年目から7.1%)平成3年3月1日現在	
融資期間	15年以内(据置期間2年以内)	

(3) 融資対象施設

施 設 名	内 容
全 体 換 気 装 置	中毒又は障害に罹患するおそれのあるガス、蒸気、粉じん等を発散する作業場に固定して設置するものに限る。
除じん用局所排気装置	中毒又は障害に罹患するおそれのある粉じんを発散する作業場に固定して設置するものに限る。
ガス除去用局所排気装置	中毒又は障害に罹患するおそれのあるガス、蒸気等を発散する作業場に固定して設置するものに限る。
歯車、調車、勢輪等の接触予防設備	
プレスの安全装置	
木材加工用機械の接触予防装置	

(参考) 2 家内労働関係年表

主な法令、審議会報告、組織等

- 昭和27. 3. 15 中央労働基準審議会 会長 山中篤太郎
建議「家内労働に関する法規を並行的に制定する必要があること」
29. 5. 21 中央賃金審議会 会長 赤松 要
「最低賃金制に関する答申」
32. 5. 25 臨時労働基準法調査会 会長 佐々木良一
会長代理 中山伊知郎
「労働基準法の改正の要否等に関する答申」
(当面とるべき措置)
11. 25 雇用審議会 会長 有沢広巳
「答申第一号」(第四 その他の措置)
12. 18 中央賃金審議会 会長 中山伊知郎
「最低賃金制に関する答申」
33. 11. 1 家内労働関係実態調査
- ~34. 3. 20
34. 4. 15 最低賃金法の制定
11. 12 臨時家内労働調査会設置
(委員)新井敏夫、石川吉右衛門、磯部喜一、江上フジ、江幡 清、大谷徹太郎、岡崎正男、勝木新次、加藤万吉、小池清一、佐々木秀一、末高 信、杉原行雄、田辺繁子、中鉢正美、中村 弘、戸谷舍人、◎長沼弘毅、西

丸弘子(五十音順、◎は会長)

35. 9. 29 臨時家内労働調査会 会長 長沼弘毅
「家内労働対策に関する中間報告」
36. 4. 12 労働基準局長通達
「家内労働に関する行政措置の実施について」
40. 12. 22 臨時家内労働調査会 会長 長沼弘毅
「わが国家内労働の現状に関する報告」
「今後の家内労働対策のすすめ方に関する見解」
41. 3. 2 労働基準局長通達
「家内労働行政の推進について」
6. 8 労働省設置法の一部改正（家内労働審議会の設置）
6. 27 家内労働審議会設置
(委員)飯田勝彦、五十嵐昭夫、○石川吉右衛門、磯部喜一、伊藤美佐雄(43.5.24就任)、氏原正治郎、蜷谷武弘、勝木新次、小森淑子、佐々木秀一(43.2.14辞任)、佐藤文男(43.5.24辞任)、鈴木秀明、武山泰雄、中鉢正美、土田哲治良、冨沢輝雄、◎長沼弘毅、丹羽昇、久村晋(43.5.24就任)、本間熊蔵、馬淵勝美(43.5.24辞任)、吉田要三(43.2.14就任)、丸岡秀子
(特別委員)通商産業省中小企業庁計画部長、厚生省社会局長、経済企画庁国民生活局長

(五十音順、◎は会長、○は起草委員長)

41. 7. 25 家内労働審議室の設置（労働省訓令第10号）

42. 7. 28 労働基準局長通達

「家内労働行政の積極的推進について」

3. 19 家内労働審議会小委員会 会長 長沼弘毅

委員長 石川吉右衛門

「家内労働法制検討上の問題点」に関する
報告

12. 22 家内労働審議会 会長 長沼弘毅

「家内労働対策に関する答申」

「家内労働者に対する税制の改善」建議

「労働者災害補償保険制度の適用の検討」要
望

44. 3. 25 家内労働法案の国会提出（第61国会）

8. 5 同法案国会終了とともに審議未了により廃案

8. 27 労災保険審議会 会長 近藤文二

「労働者災害補償保険制度の改善についての
建議」（家内労働者の特別加入）

10. 1 家内労働関係実態調査

~11. 30

45. 2. 17 家内労働法案の国会提出（第63国会）

5. 8 家内労働法の成立（法律第60号）

5. 30 家内労働法の施行期日を定める政令（政令第149
号）

家内労働審議会令（政令第150号）

45. 6. 1 家内労働法の一部施行（審議機関など）
家内労働室の設置(家内労働審議室の廃止)
(労働省訓令第9号)
8. 3 中央家内労働審議会設置
公益を代表する委員
○石川吉右衛門、江上フジ、江幡清、勝木
新次、並木正吉、◎峯村光郎
- 家内労働者を代表する委員
岩田国夫、小口賢三、小森淑子、久村晋、
本間熊藏、山本まき子
- 委託者を代表する委員
五十嵐昭夫、十場久三郎、富沢輝雄、丹羽
昇、藤井与三二、吉田要三（45.12.28辞
任）、大塚栄一（45.12.28就任）
- 特別委員
経済企画庁国民生活局長、厚生省社会局
長、中小企業庁計画部長
(五十音順、◎は会長、○は会長代理)
9. 29 労働者災害補償保険法施行規則改正
家内労働者労災保険特別加入制度の設置（労
働者災害補償保険法施行規則の一部を改正す
る省令（労働省令第22号））
9. 30 家内労働法施行規則制定（労働省令第23号）
10. 1 家内労働法の全面施行
46. 5. 21 家内労働旬間の実施（第1回）
～ 5. 31

47. 7. 15 中央家内労働審議会小委員会
委員長 石川吉右衛門
「家内労働者の税制に関する報告」
7. 17 中央家内労働審議会 会長 峯村光郎
「家内労働者の税制に関する建議」
48. 4. 12 家内労働審議会令改正（政令第62号）
50. 8. 8 中央家内労働審議会小委員会
委員長 峯村光郎
「家内労働の問題点に関する報告」
51. 2. 16 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
「家内労働手帳の普及に関する報告」
52. 4. 4 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
「最低工賃制度に関する報告」
53. 8. 7 家内労働法施行規則改正（労働省令第32号）
労働者災害補償保険法施行規則改正
(労働省令第32号)
54. 4. 25 家内労働法施行規則改正（労働省令第18号）
4. 25 労働安全衛生規則改正（労働省令第18号）
12. 12 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
「家内労働者の安全衛生に関する報告」
55. 10. 11 家内労働法施行10周年特別家内労働旬間の実施
～10. 20

55. 11. 19 中央家内労働審議会 会長 石川吉右衛門
「家内労働者の税制に関する要望」
56. 4. 1 労働者災害補償保険法施行規則改正（労働省令
第8号）
57. 7. 27 中央家内労働審議会小委員会
委員長 橋口弘其
「最低工賃の新設・改正の促進に関する報
告」
59. 6. 22 労働省組織令改正（政令第212号）
（労働省内部部局再編成により家内労
働関係事務婦人局婦人労働課所掌）
60. 11. 20 中央家内労働審議会 会長 有泉 享
「家内労働者に対する税制改善に関する要
望」
- 平成元. 5. 24 在宅就業問題研究会設置
座長 高橋 久子
2. 8 「在宅就業問題研究会（第1次）報告について」

伝票式家内労働手帳
様式 第 1

基本委託条件の通知

平成 年 月 日

家 内 労 働 者	氏名				委託者	氏 名	@	
	性 別		生年月日			名 称		
	住 所					營 業 所		
補 助 者	氏 名		性 別	生年月日	代理 人	氏 名	@	
						住 所	面	

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。

なお、御承諾の場合は御連絡願います。

工 貨 の 支 払 方 法	支 払 場 所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅
		ハ 委託者の営業所	ニ その他()
	支 払 期 日	イ 每月 日 締め、(翌月) 日 払い	ハ その他()
通貨以外の もので支払う 場合の方法			
物 品 の 受 渡 し 場 所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅	
	ハ 委託者の営業所	ニ その他()	
不 良 品 の 取 扱 い に 關 す る 定 め (検査日に關す る定め)			
備 考			

注) 家内労働をやめた日から2年間保存してください。

伝票式家内労働手帳
様 式 第 2

No.	注 文 伝 票				平成 年 月 日
殿					委託者
品 名	数 量	単 価	納 期	備 考	
工賃支払期日		平成 年 月 日付け「基本委託条件の通知」による。			
注) 記入した日から2年間保存して下さい。					

(使用上の注意)

- 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
- 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

伝票式家内労働手帳
様 式 第 3

No.	受 入 伝 票				平成 年 月 日
殿					委託者
品 名	数 量	単 価	金 額	製品の受領印	備 考
合 計					
月 日締切分	累 計 金 額			備 考	

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

- 製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、
- 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
 - 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。